

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 21 年 5 月 15 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	複数手法活用による事務所ビル省エネ事業
排出削減事業者名	株式会社久米電装
排出削減共同実施事業者名	株式会社三井住友銀行 (その他関連事業者名：ヤシマ工業株式会社)
事業実施場所	株式会社久米電装 (沖縄県那覇市久米二丁目 16 番 25 号)
事業の概要	株式会社久米電装の事務所ビルにおける空調機の高効率化、及び照明安定器のインバータ化という複数の方法によってビル全体の省エネを図るものである。 ① 1 階、4 階の空調機及び 2 階、3 階の空冷チラーを高効率パッケージエアコンに更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減する。 ② 1 階～4 階の蛍光灯用安定器をインバータ安定器に更新しエネルギー効率を改善することでエネルギー消費量を削減する。
排出削減量の計画	19 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 76 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット認証期間	開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社久米電装
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、排出削減事業者、その他関連事業者の担当者への質問等により確認した。 2) 排出削減事業の投資回収年数については、当排出削減事業は2つの個別事業からなっているが、入手した根拠資料、質問および検算により全体で5.5年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 3) 本排出削減事業者は当社自身が省エネ電気・機械設備工事等も含んだ建物設備管理業務を事業内容としており、本事業に取り組んだ目的の一つとして、自らが排出削減事業者となって沖縄初の国内クレジット事業を成功させることがあったことを事業者を確認した。本排出削減事業を契機とし、その他関連事業者（ヤシマ工業株式会社）と共に沖縄における国内クレジット制度の普及・拡大を目指している。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、その他関係者への質問等により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施している。
排出削減方法論に基づいて実施されること	1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 004 と 006 の2つの方法論に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。 2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時の既存設備製造年月日の確認等により確認している。また、いずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。

	<p><b>【方法論 004 空調設備の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備の仕様書の確認、新設空調設備の仕様書の確認等によって、高効率の空調設備に更新することを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、往査時に既存の空調設備がすでに撤去されたため、既存の空調設備が未だ使用可能であることを関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量である年間稼働時間のデータが実績値で計測できることを質問により確認している。</p> <p><b>【方法論番号 006 照明設備の更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、既存の照明安定器の更新であることを、全体レイアウト図の確認、工事時の写真等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存の照明安定器が未だ使用可能であることを、関係者への質問、照明安定器の使用年数、法定耐用年数等の確認により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある点灯時間を採用している。点灯時間においては、施設運用基準等に基づき把握可能であることを質問により確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>
--	--

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上